平成２３年（フ）第５７号
青森県八戸市江陽１丁目14番16号　中野荘７号、前住所青森県八戸市江陽２丁目10番49号
破産者　北川　スミ
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
埼玉県深谷市武蔵野3175番地１
破産者　大澤　高也
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１５１３号
神奈川県藤沢市大庭5342番地の23　エステート湘南Ａ101、開始決定時の住所神奈川県藤沢市西富529番地の１　ダイアパレス湘南緑ケ丘204号
破産者　濱崎由紀子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８４号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目20番９―1205号
破産者　大山　國光
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３９号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目43番10―906号
破産者　山本総一郎
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８１号
横浜市旭区二俣川２丁目76番地２　リーブルスズキ301
破産者　露木　勇一
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８号
富山市善名293番地
破産者　新森　繁雄
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２７号
福井市月見１丁目９番14号
破産者　田中　勝次
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
福井市上森田５丁目812番地
破産者　千田英子こと　千　　英子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
福井県大野市蕨生第134号19番地
破産者　木原　正明
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
福井県吉田郡永平寺町松岡観音３丁目102番地２
破産者　東川八重子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
福井県勝山市昭和町１丁目６番34号
破産者　齋藤　和男
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５４号
福井県鯖江市上野田町第１号２番地11
破産者　笠島　大輔
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
長野県上田市材木町１丁目９番５号　平尾住宅７号、前住所長野県上田市古里1954番地７
破産者　窪田　富永
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第９号
静岡市葵区沓谷６丁目14番地の５ブルーハイム沓谷36号
破産者　柴田　修一
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６号
浜松市北区根洗町745番地の２　サンシティⅠ203、旧住所静岡市駿河区下川原３丁目８番８号　西側
破産者　漆畑　直哉
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８９号
神戸市中央区熊内町４丁目11番５号
破産者　吉本　吉宏
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1422号
破産者　菊岡　　裕
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―312号
破産者　菊岡多津子
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係